

第48期

定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2026年8月28日（金曜日）
午前10時

開催
場所

150-0012 東京都渋谷区広尾1-1-7
恵比寿プライムスクエアシティ 1階
CROAK Prime Studio

議決権行使期限

2026年8月27日（木曜日）午後7時00分まで

SYLA
Holdings

CONTENTS

P01 第48期定時株主総会招集ご通知

P05 株主総会参考書類

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
6名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 第3回新株予約権の権利行使期間延長の件
- 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の
報酬限度額改定の件
- 第8号議案 取締役に対する業績連動型報酬制度導入の件

P21 事業報告

P44 連結計算書類

P47 計算書類

P51 監査報告書

株式会社シーラホールディングス

証券コード：8887

証券コード8887
2026年8月13日

株 主 各 位

東京都渋谷区広尾1丁目1番39号
株式会社シーラホールディングス
代表取締役社長 湯 藤 善 行
グループ執行役員COO

第48期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第48期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第48期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

https://syla-holdings.jp/ir_news/?category=shareholders



電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも
掲載しておりますので、こちらからご確認いただく場合は、以下の東証ウェブサイト（東証上場
会社情報サービス）にアクセスしていただき、「銘柄名（会社名）」に「シーラホールディング
ス」又は「コード」に当社証券コード「8887」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情
報」を順に選択し、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください
ますようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



本株主総会につきましては、会場の座席数に限りがありますので、極力書面又はインターネッ
トにて議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。議決権につきましては、お手数な
がら電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」をご検討くださいますようお願い申し上げます。
2026年8月27日（木曜日）午後7時00分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年8月28日（金曜日）午前10時（受付開始予定：午前9時）
2. 場 所 東京都渋谷区広尾1丁目1番7号
恵比寿プライムスクエアシティ1階 CROAK Prime Studio
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
- 第48期（2025年6月1日から2026年5月31日まで）
事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結
計算書類監査結果報告の件
 - 第48期（2025年6月1日から2026年5月31日まで）
計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第6号議案 第3回新株予約権の権利行使期間延長の件
第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額改定の件
第8号議案 取締役に対する業績連動型報酬制度導入の件

以 上

~~~~~  
議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

電子提供措置事項のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第6条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

# 議決権行使についてのご案内

電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

## 書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、議決権行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

### 議決権行使期限

2026年8月27日（木曜日）  
午後7時00分到着分まで

## インターネット等による議決権行使



次ページの案内に従って、各議案の賛否をご入力ください。

詳細は次ページをご覧ください ▶

### 議決権行使期限

2026年8月27日（木曜日）  
午後7時00分まで

## 株主総会へ出席



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。  
開会直前には会場受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。

### 株主総会開催日時

2026年8月28日（金曜日）  
午前10時（受付開始予定：午前9時）

## 議決権行使のお取扱いに関するご注意

- 議決権行使書において、各議案につき賛否のご表示がない場合は、「賛」の表示があったものとして取扱うこととさせていただきます。
- 書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
- インターネット等により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

議決権の行使システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

 **0120-173-027**

（受付時間 午前9時～午後9時、通話料無料）

## インターネット等による議決権行使のご案内

### スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」及び「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

#### 1. QRコードを読み取る



議決権行使書用紙副票（右側）

お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書用紙副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

#### 2. 以降は画面の案内に従って賛否を選択ください。



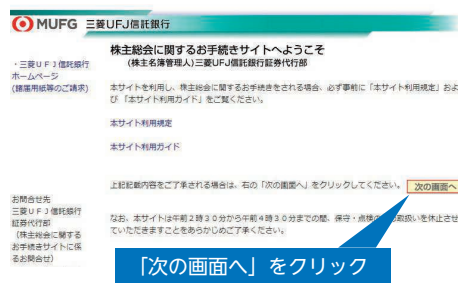
#### ① ご注意

- ・ 毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。
- ・ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金、通信料金等）は、株主様のご負担となります。

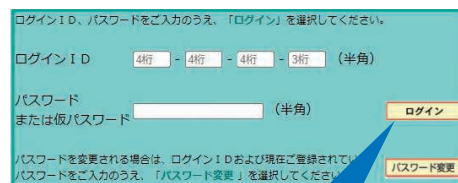
### ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使  
ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

#### 1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



#### 2. お手元の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会参考書類  
第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりとさせていただきますたく存じます。

剰余金の処分に関する事項

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付け、安定的かつ恒久的な経営基盤の確保と自己資本利益率の向上に努めることを基本方針としております。

この配当方針に基づき、第48期の期末配当につきましては、以下のとおりとさせていただきますたく存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金7円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は265,914,096円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2026年8月31日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

- (1) 2021年6月16日施行の「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)に基づき、上場企業は定款に定めることにより、一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会(いわゆる「バーチャルオンリー株主総会」)の開催が可能となっております。当社といたしましては、社会全体のデジタル化の進展等も念頭に、選択可能な株主総会の開催方式を拡充することが株主の皆様の利益に資すると考えており、場所の定めのない株主総会を開催できるよう、現行定款第11条(招集の時期)の変更を行うものであります。

なお、当社は、現行定款第11条(招集の時期)の変更にあたり、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、2026年7月16日付で、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けております。

- (2) 内部統制、コンプライアンス、情報開示、グループ管理などの要求水準が上がり、監督機能を形式ではなく実効的なものにする必要があるため、人数枠を増やし、適切な構成(社外・独立・専門性)を取りやすくすることを目的として、現行定款第16条(員数)に定める取締役(監査等委員である者を除きます。)の員数の上限を3名増員し、7名から10名に変更するものであります。
- (3) 補欠役員の予選決議の有効期間に関する定めである会社法施行規則第96条3項にならい、補欠の監査等委員である取締役の選任決議の有効期間の終期を、定時株主総会の終結の時から開始の時に変更するものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款                                                                 | 変 更 案                                                                                                     |
|-------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (招集の時期)<br>第11条<br>当会社の定時株主総会は、毎年8月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。<br>＜新 設＞ | (招集)<br>第11条<br>当会社の定時株主総会は、毎年8月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。<br><u>2. 当会社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(員数)</p> <p>第16条</p> <p>当会社の取締役（監査等委員である者を除く）は、<u>7</u>名以内とする。</p> <p>2. 当会社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は5名以内とする。</p><br><p>(任期)</p> <p>第18条</p> <p>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>3. 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</p> <p>4. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> | <p>(員数)</p> <p>第16条</p> <p>当会社の取締役（監査等委員である者を除く）は、<u>10</u>名以内とする。</p> <p>2. 当会社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は5名以内とする。</p><br><p>(任期)</p> <p>第18条</p> <p>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>3. 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</p> <p>4. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</p> |

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、新任を含む取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いするものであります。

また、監査等委員会は、本議案の内容は相当であり、指摘すべき事項は無いと判断いたしました。

| 候補者<br>番号 | 氏 名     | 現在の当社における地位            | 取締役会出席回数        |
|-----------|---------|------------------------|-----------------|
| 1 再任      | 杉 本 宏 之 | 代表取締役会長<br>グループ執行役員CEO | 95 %（20回/ 21回）  |
| 2 再任      | 湯 藤 善 行 | 代表取締役社長<br>グループ執行役員COO | 100 %（21回/ 21回） |
| 3 再任      | 渡 辺 鷹 秀 | 常務取締役<br>グループ執行役員CSO   | 100 %（21回/ 21回） |
| 4 再任      | 鳥 居 敬 司 | 筆頭独立社外取締役              | 100 %（10回/ 10回） |
| 5 新任      | 我 妻 心   | 執行役員CFO 管理本部長          | —               |
| 6 新任      | 大 内 聡   | 顧問                     | —               |



候補者番号

1

すぎもと  
杉本

ひろ ゆき  
宏之

(1977年6月25日生)

再任

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1997年 1月 株式会社東光マンションセンター入社  
2001年12月 株式会社エスグラントコーポレーション創業（同社社長に就任）  
2017年 3月 株式会社シーラテクノロジーズ取締役会長  
2022年 2月 株式会社シーラソーラー取締役（現任）  
2022年 4月 株式会社シーラ取締役（現任）  
2022年 7月 株式会社シーラテクノロジーズ代表取締役会長グループ執行役員CEO  
2025年 6月 当社 代表取締役会長 グループ執行役員CEO（現任）

所有する当社の株式数

3,130,850株

取締役会出席回数

95% (20回/21回)

### （取締役候補者としての理由及び期待される役割）

同氏は、卓越した経営手腕、強力なリーダーシップ、不動産業界についての豊富な知見を有しており、グループの成長を牽引してきました。昨年12月の合併によるグループ体制の強化を踏まえ、引き続き経営改革の推進、持続的成長及び企業価値向上への貢献が期待されることから、取締役候補者いたしました。



候補者番号

2

ゆ とう  
湯藤

よし ゆき  
善行

(1976年6月7日生)

再任

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2001年 4月 日神不動産株式会社入社  
2004年 3月 株式会社エスグラントコーポレーション入社  
2010年 9月 株式会社シーラテクノロジーズ及び株式会社シーラ創業（同社代表取締役就任）  
2022年 7月 株式会社シーラテクノロジーズ代表取締役社長グループ執行役員COO  
2022年 7月 株式会社シーラ代表取締役CEO（現任）  
2025年 6月 当社 代表取締役社長 グループ執行役員COO（現任）

所有する当社の株式数

2,930,070株

取締役会出席回数

100% (21回/21回)

### （取締役候補者としての理由及び期待される役割）

同氏は、優れた経営手腕、強力なリーダーシップ、不動産業界、特に開発分野についての卓越した見識により、グループの成長を牽引してきました。昨年12月の合併によるグループ体制の強化を踏まえ、引き続き経営改革の推進、持続的成長及び企業価値向上への貢献が期待されることから、取締役候補者いたしました。



候補者番号

3

わた なべ

渡 辺

たか ひで

鷹 秀

(1981年12月27日生)

再任

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2008年 1月 株式会社エスグラントコーポレーション入社  
2009年 2月 NECソフト株式会社入社  
2011年12月 日機装株式会社入社  
2017年 3月 株式会社シーラテクノロジーズ取締役  
2024年 4月 当社（旧・株式会社クミカ）取締役 管理統括  
2024年 8月 当社（旧・株式会社クミカ）代表取締役副社長  
2025年 6月 当社 常務取締役 グループ執行役員CSO（現任）

所有する当社の株式数

6,000株

取締役会出席回数

100% (21回／21回)

### （取締役候補者とした理由及び期待される役割）

同氏は、当社常務取締役グループ執行役員CSOとして、これまでの事業会社での豊富な経験を活かし、経営全般及び企画全般を担い、M&A戦略、ファイナンス戦略などを主導してきました。引き続き経営改革の推進、持続的成長および企業価値向上への貢献が期待されることから、取締役候補者いたしました。



候補者番号

4

とり い

鳥 居

けい じ

敬 司

(1947年7月25日生)

再任

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1971年 4月 株式会社第一銀行入行  
2000年 6月 株式会社第一勧業銀行常務取締役  
2004年 6月 株式会社みずほフィナンシャルグループ代表取締役副社長  
2005年 6月 みずほ情報総研株式会社代表取締役副社長  
2009年 6月 伊藤忠商事株式会社社外監査役  
2023年 7月 株式会社シーラテクノロジーズ社外取締役  
2024年 9月 3D Shareholder Services株式会社取締役会長（現任）  
2025年 8月 当社 社外取締役（現任）

所有する当社の株式数

16,500株

取締役会出席回数

100% (10回／10回)

### （社外取締役候補者とした理由及び期待される役割）

同氏は、大手金融機関における長年の要職経験と事業会社の役員としての幅広い見識を元に培われた客観的かつ専門的な視点から、当社の経営への助言及び監督等の役割が期待されることから、社外取締役候補者いたしました。



候補者番号

5

あづま しん  
**我妻 心**

(1981年9月2日生)

新任

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2005年4月 大東京信用組合入社  
2022年10月 株式会社シーラ入社 財務ユニット シニアマネージャー  
2024年3月 株式会社シーラテクノロジーズ執行役員 財務ユニット長 シニアマネージャー  
2024年8月 同社 グループ執行役員CFO 管理本部長  
2025年6月 当社 執行役員CFO 管理本部長 (現任)  
2026年6月 株式会社シーラ取締役 (現任)

所有する当社の株式数

—株

取締役会出席回数

—% ( 回 / 回)

### (取締役候補者としての理由及び期待される役割)

同氏は、当社グループの財務部門責任者、執行役員CFOとして要職を歴任し、グループ全体の財務戦略の強化を牽引し、財務戦略の意思決定の迅速化に寄与しております。取締役として、グループの企業価値向上に貢献することが期待されることから、取締役候補者となりました。



候補者番号

6

おおうち さとし  
**大内 聡**

(1965年6月20日生)

新任

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1989年4月 大蔵省 (現財務省) 入省  
1995年7月 鳥取税務署長  
2007年7月 OECD (経済協力開発機構) 租税センター税制支援室長  
2012年8月 理財局国債業務課長  
2018年7月 経済産業省大臣官房審議官 (製造産業局担当兼雇用・人材担当)  
2020年7月 内閣官房内閣審議官兼国際博覧会推進本部事務局次長  
2021年6月 株式会社産業革新投資機構取締役CFO兼株式会社INCJ取締役  
2023年7月 大阪税関長  
2024年10月 当社 顧問(現任)

所有する当社の株式数

—株

取締役会出席回数

—% ( 回 / 回)

### (社外取締役候補者としての理由及び期待される役割)

同氏は、官民双方において財務・税務・産業政策に関する幅広い経験を有し、加えて投資機関におけるCFO・取締役として投資審査および企業価値向上に携わっております。これらの経験を活かし、当社の成長戦略 (投資・M&Aを含む) の意思決定の高度化と、ガバナンスの実効性向上に助言及び監督等の役割が期待されることから、社外取締役候補者となりました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 鳥居敬司氏及び大内聡氏は、社外取締役候補者であります。
3. 鳥居敬司氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって1年であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、役員等がその職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金及び訴訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。ただし、当該保険契約では、被保険者の犯罪行為や、被保険者が意図的に行った違法行為などに起因する損害賠償請求等は、補填の対象外とされており、役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置が講じられております。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新予定であります。
5. 当社は、鳥居敬司氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任の限度額について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。つきましては、同氏の選任をご承認いただいた場合には、当該契約と同内容にて責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当社は、大内聡氏の選任をご承認いただいた場合には、同氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任の限度額について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。
7. 当社は、鳥居敬司氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏が選任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また、当社は、大内聡氏が選任された場合、社外取締役就任の時をもって当社との間の顧問契約を終了し、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
8. 取締役候補者の所有する当社株式数は、2026年5月31日現在の状況を記載しております。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役横山敬子氏は、本総会終結の時をもって任期満了となり、また、監査等委員である取締役浦西友義氏は、本総会終結の時をもって辞任いたします。つきましては、監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

取締役（監査等委員）候補者は次のとおりであります。

|      | 氏名   | 現在の当社における地位     | 取締役会<br>出席回数      | 監査等委員会<br>出席回数    |
|------|------|-----------------|-------------------|-------------------|
| 1 再任 | 横山敬子 | 社外取締役（監査等委員）    | 100%<br>(21回/21回) | 100%<br>(12回/12回) |
| 2 新任 | 川上雅昭 | 内部監査室 シニアマネージャー | —                 | —                 |



|       |                                        |    |
|-------|----------------------------------------|----|
| 候補者番号 | よこやま けいこ<br><b>横山 敬子</b> (1971年9月25日生) | 再任 |
|-------|----------------------------------------|----|

#### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1994年4月 株式会社コサカ入社  
2003年11月 監査法人コスモス入所  
2004年7月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所  
2007年5月 公認会計士登録  
2016年7月 ENECHANGE株式会社監査役  
2020年2月 横山敬子公認会計士事務所代表（現任）  
2020年4月 株式会社フュービック（現株式会社nobitel）社外監査役（現任）  
2021年10月 株式会社カラダノート社外取締役（監査等委員）（現任）  
2023年7月 株式会社シーラテクノロジーズ社外監査役  
2024年6月 シュッピン株式会社社外監査役（現任）  
2025年6月 当社 社外取締役（監査等委員）（現任）  
2026年4月 株式会社シーラ監査役（現任）

所有する当社の株式数  
一株

取締役会出席回数  
100% (21回／21回)  
監査等委員会出席回数  
100% (12回／12回)

#### （監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割）

同氏は、公認会計士としての高い専門性、監査の実務経験、事業会社の監査役としての幅広い見識を元に培われた客観的かつ専門的な視点から、引き続き当社の経営への助言の役割及び監督等が期待されることから、社外取締役（監査等委員）候補者といたしました。



候補者番号

2

かわ かみ

川 上

まさ あき

雅 昭

(1970年11月30日生)

新任

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2003年4月 株式会社レント入社  
2004年3月 株式会社タウンハウジング入社  
2005年12月 株式会社エスグラントコーポレーション入社  
2011年2月 株式会社シーラ入社  
2014年4月 同社 取締役  
2014年5月 株式会社シーラテクノロジーズ取締役  
2025年10月 当社 内部監査室 室長  
2026年4月 株式会社シーラ監査役（現任）

所有する当社の株式数

55,000株

取締役会出席回数

—%（ 回／ 回）

監査等委員会出席回数

—%（ 回／ 回）

### （監査等委員である取締役候補者とした理由及び期待される役割）

同氏は、当社グループにおける取締役経験を有しており、当社内部監査室における監査業務経験並びにグループ会社監査役としての経験を通じて、内部統制及びリスク管理に関する知見を有しており、内部統制強化、内部監査室との連携強化並びに業務執行の妥当性の監督等を通じて、当社のコーポレートガバナンス強化の役割が期待されることから、取締役（監査等委員）候補者となりました。

- （注）
1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
  2. 横山敬子氏は、社外取締役候補者であります。
  3. 横山敬子氏の当社監査等委員である社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって1年2か月であります。
  4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、役員等がその職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金及び訴訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新予定であります。
  5. 当社は、横山敬子氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任の限度額について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。つきましては、同氏の選任をご承認いただいた場合には、当該契約と同内容にて責任限定契約を継続する予定であります。
  6. 当社は、川上雅昭氏の選任をご承認いただいた場合には、同氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任の限度額について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。
  7. 当社は、横山敬子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏が選任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定です。
  8. 川上雅昭氏の選任をご承認いただいた場合は、本総会終結時をもって当社の使用人たる地位を退く予定であります。
  9. 取締役候補者の所有する当社株式数は、2026年5月31日現在の状況を記載しております。

## 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ全ての監査等委員である取締役の補欠として、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

本議案に基づく選任は、就任前に限り、監査等委員会の同意のうえ、取締役会の決議により取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 氏 名     | 現在の当社における地位 | 取締役会<br>出席回数 | 監査等委員会<br>出席回数 |
|---------|-------------|--------------|----------------|
| 西 島 信 竹 | 顧問          | —            | —              |



にし じま のぶ たけ  
**西 島 信 竹** (1953年5月23日生)

新任

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1976年4月 株式会社第一勧業銀行入行  
2003年3月 株式会社みずほコーポレート銀行執行役員  
内幸町営業第四部長  
2004年4月 株式会社みずほ銀行執行役員個人企画部長  
2005年4月 同社常務執行役員  
2008年4月 みずほ信託銀行株式会社副社長執行役員  
2008年6月 同社取締役副社長兼副社長執行役員  
2013年4月 株式会社みずほプライベートウェルスマネジメント取締役社長  
2015年6月 日本ゼオン株式会社非常勤監査役  
2024年8月 当社 社外取締役（監査等委員）  
2025年8月 当社 顧問（現任）  
2026年5月 株式会社シーラ監査役（現任）

所有する当社の株式数

一株

取締役会出席回数

一%（回／回）

監査等委員会出席回数

一%（回／回）

### （補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割）

同氏は、大手金融機関における長年の要職経験と事業会社の監査役としての幅広い見識を元に培われた客観的かつ専門的な視点から、当社の経営への助言及び監督等の役割が期待されることから、補欠の監査等委員である社外取締役候補者としたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 西島信竹氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、役員等がその職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金及び訴訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。候補者が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新予定であります。
4. 当社は、西島信竹氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、同氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任の限度額について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。
5. 西島信竹氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。また、同氏が補欠の監査等委員である取締役として選任された場合には、同氏との間で現在締結している顧問契約を終了いたします。
6. 取締役候補者の所有する当社株式数は、2026年5月31日現在の状況を記載しております。

## 第6号議案 第3回新株予約権の権利行使期間延長の件

2025年2月14日開催の臨時株主総会において決議いたしました第1号議案「株式交換契約承認の件」の決議に基づき、当社が株式会社シーラテクノロジーズの発行していた新株予約権に代わり発行した新株予約権のうち、第3回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）につき、その内容を一部変更し、権利行使期間を延長することのご承認をお願いするものであります。

### 1. 延長の理由

本新株予約権は、当社の業績向上に対する意欲や責任等の維持を促すために発行しておりますが、2026年5月31日時点でその多くが未行使の状態にあり、本新株予約権の保有者である当社取締役及び社員の業績向上に対する意欲や士気を一層高めるため、その権利行使期間を2年延長するものであります。

### 2. 本新株予約権の行使期間の延長内容

2025年2月14日開催の臨時株主総会において決議いたしました第1号議案「株式交換契約承認の件」にてご承認いただいた当社と株式会社シーラテクノロジーズとの間の2024年12月2日付株式交換契約別紙1-3-2「株式会社シーラホールディングス第3回新株予約権」の「3. 新株予約権を行使することができる期間」を以下のとおり変更するものであります。

（下線は変更部分を示します。）

| 変 更 前                                                                                                   | 変 更 後                                                                                                   |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 3. 新株予約権を行使することができる期間<br>2025年6月1日から <u>2027</u> 年4月30日まで。<br>ただし、権利行使期間の最終日が銀行休業日であるときは、その前営業日が最終日となる。 | 3. 新株予約権を行使することができる期間<br>2025年6月1日から <u>2029</u> 年4月30日まで。<br>ただし、権利行使期間の最終日が銀行休業日であるときは、その前営業日が最終日となる。 |

### 3. 2026年5月31日現在の本新株予約権の保有状況

|                         | 新株予約権の数 | 目的となる株式の種類及び数   | 保有者数 |
|-------------------------|---------|-----------------|------|
| 取締役（監査等委員である者及び社外役員を除く） | 270個    | 普通株式 2,970,000株 | 2名   |
| 当社社員                    | 13個     | 普通株式 143,000株   | 3名   |

## 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額改定の件

当社取締役（監査等委員を除きます。以下、本議案において同じといたします。）の報酬限度額は、2025年8月28日開催の第47期定時株主総会において年額400百万円（うち、社外取締役分30百万円。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）以内とご承認いただいております。

今般、当社は、取締役に対し、さらなる企業価値向上のため、取締役のより一層の意欲的な活動を企図し、報酬の総額を年額500百万円（うち、社外取締役分50百万円）以内に改定させていただきます。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

個々の取締役への配分につきましては、当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（本招集通知35頁）に従い決定いたします。

本議案の内容は、上記改定の目的に照らし、相当であると判断しております。

なお、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案のとおり承認可決されますと、報酬の対象となる取締役の員数は6名（うち社外取締役は2名）となります。

## 第8号議案 取締役に対する業績連動型報酬制度導入の件

### 1. 提案の理由及びこれを相当とする理由

本議案は、当社の取締役（監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役のうち社外取締役である者を除きます。以下、断りがない限り、本議案において同じとします。）に対する新たな業績連動型報酬制度を導入することについて、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、取締役の報酬と当社の業績との連動性をより明確にし、中長期的な企業価値の向上に向けたインセンティブを高めることを目的としていること、当社の指名報酬委員会から、本制度の目的及び中長期的な業績向上に向けたインセンティブ付与の効果等を踏まえ、本制度の導入は相当であるとの答申を得ていること、当社の取締役報酬の決定方針（本招集通知35頁）とも合致していることから、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本議案は、本総会において第7号議案が原案のとおり承認可決された場合の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額（年額500百万円以内（うち、社外取締役分50百万円）。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）の範囲内において本制度に基づく業績連動型報酬を対象取締役に支給するため、本制度に係る報酬額等の内容を定めるものであります。なお、本制度の詳細につきましては、下記2. の範囲内で、取締役会にご一任いただきたいと存じます。第3号議案が原案のとおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は4名となります。なお、監査等委員会から、本制度の目的及び指名報酬委員会からの答申を含む本議案の決定プロセスを踏まえ、本制度の導入は相当であるとの意見表明を受けております。

### 2. 本制度の内容

#### (1) 本制度の概要

本制度は、当社の業績向上及び中長期的な企業価値の向上に対するインセンティブを付与することを目的として、取締役に対し、各事業年度の業績等に応じて業績連動型報酬を支給する制度です。

#### (2) 本制度の対象者

本制度の対象者は、取締役（監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役のうち社外取締役である者を除きます。）とします。なお、社外取締役については、その職責に鑑み、本制度の対象とはせず、固定報酬のみを支給することとしております。

#### (3) 業績連動型報酬の算定方法

業績連動型報酬の額は、対象取締役の役位ごとに定める基準額を基礎として、営業利益を主要な業績指標とし、翌事業年度の予算、仕入れ状況その他諸般の事情を総合的に勘案して算定するものとします。なお、業績連動型報酬の具体的な算定方法その他制度の運用に関する事項については、本議案の承認可決を条件として、指名報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会において決定するものとします。

(ご参考)

## 取締役（執行役員を含む）報酬の決定方針

### ア．役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2024年8月9日の取締役会において、コーポレートガバナンス体制の一層の強化と下記に述べる事項に関する客観性及び透明性の確保を目的として、社外取締役等が過半数を構成する任意の指名報酬委員会を設置し取締役及び執行役員が受ける個人別の報酬等を審議し、取締役会へ諮問し決定する方針を決議しております。

指名報酬委員会は、取締役会の諮問機関として次の事項を審議し、答申します。

- (1) 株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案
- (2) 取締役会に提出する役付取締役の選任及び解任に関する議案
- (3) 取締役会に提出する執行役員の選任及び解任に関する議案
- (4) 取締役及び執行役員が受ける報酬等の方針
- (5) 取締役及び執行役員が受ける個人別の報酬等

当社の取締役報酬については、企業価値の持続的な向上を図ることを可能とするよう、中長期的な業績向上への貢献意欲を高めることを目的とし、経営責任負担への対価として適正な水準で支給することを基本方針とします。

### イ．取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額については、ア．に記載のとおり、指名報酬委員会にて株主総会で決議された報酬限度額の範囲以内において、経営方針及び担当職務、目標に対する達成状況、貢献度を総合的に審議し、取締役会へ諮問し決定しております。

以上

# 事業報告

(2025年6月1日から  
2026年5月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の概況

#### ①事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、雇用情勢・所得環境の改善等により緩やかな回復で推移しました。一方、米国の政策動向や中東情勢の緊迫化等を背景とした不安定な国際情勢の影響による原油・原材料価格等の高騰、資材調達環境の不安定化等による不透明な先行きが、我が国の景気を下押しするリスクとして引き続き留意する必要があります。

首都圏の新築マンション市場においては、不動産開発用地の仕入価格や建築資材価格の上昇等により、2025年度（2025年4月～2026年3月）の新築マンション供給戸数は前年比2.6%減の2万1,659戸となり、1973年以降最小値となった2024年度をさらに下回る結果となりました。また、購入需要についても、高値圏での推移が続くほか、金利上昇懸念等もあり、今後の事業環境の先行きは引き続き不透明な状況にあります。（数字は株式会社不動産経済研究所調べ）

一方で、当社グループの主要領域である収益用マンション市場においては、東京23区や神奈川県川崎市、横浜市の中心部では人口増加基調にあります。なかでも東京都は10代後半から20代の单身者を中心に直近5年間で転入超過の状況が続いており、加えて单身者向け新築マンションの供給が減少していることから、底堅い賃貸需要環境が継続しております。

このような状況のもと、当社グループは「不動産投資の民主化」をスローガンに掲げ、1口1万円から不動産投資を始められる不動産クラウドファンディングサービス「利回りくん」を提供するとともに、不動産開発においては、用地仕入れから企画・設計、建築、販売までのサービスを一气通貫で提供することにより、品質・コスト・スピードの最適化に取り組んでまいりました。

また、主に首都圏で持続的な人口増加と経済成長が見込まれる地域へ、レジデンスやオフィス・商業機能を持った複合ビル等のコンパクトな物件を積極的に供給する独自のランチエスター戦略を推進することで、大手企業との競合を回避しながら効率的な経営資源の投下により、安定的かつ継続的な企業成長に努めてまいりました。

これらの結果、当連結会計年度における売上高は39,331百万円、営業利益は3,186百万

円、経常利益は2,067百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は6,684百万円となりました。

なお、当社グループは、当連結会計年度より連結計算書類を作成しているため、前連結会計年度との比較はしておりません。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

#### 〔総合不動産事業〕

総合不動産事業におきましては、当社グループの主力となるマンションブランド「SYFORME」やオフィス・商業機能等を持つ複合ビルブランド「SYLA」、超高級レジデンスブランド「THE SYLA」等の新築物件の企画・販売や、中古の区分所有マンションの販売活動等を行ってまいりました。

今期は、自社施工案件の「SYFORME OMIYA」や「川崎Ⅱプロジェクト」など新築物件13棟390戸の供給に加え、新たな取り組みとして当社グループの他事業セグメントとの事業シナジーを活かしつつ資本回転率を高めるため、台東区秋葉原や横浜市神奈川区入江の土地売却を行うと同時に、当該土地に建築する建物の工事請負契約を締結いたしました。

また、翌期以降の新築物件供給に向けた事業用地を積極的に取得する等により、総合不動産事業の売上高が34,374百万円、セグメント利益が5,593百万円となりました。

#### 〔不動産管理事業〕

不動産管理事業におきましては、固定資産や一部の棚卸資産等からなり、当社グループの安定的かつ継続的な利益成長を支える岩盤収益の中核機能を担っております。

今期は、建物管理や賃貸管理を中心とする事業活動を行い、特に西麻布エリアでのドミナント戦略の一環として、中古物件リノベーション等による不動産再生を実施し、オフィスから高級レジデンスへの用途変更等による不動産価値の再構築を行ってまいりました。

その他、東京23区や神奈川県川崎市、横浜市等都心部の人口増加、不動産価格の上昇や建築コストの増大による新築ワンルームマンションの供給減少を踏まえ、賃料引上げ交渉を積極的に行い、獲得賃料収入を増加させた結果、不動産管理事業の売上高が2,843百万円、セグメント利益が894百万円となりました。

#### 〔建設事業〕

建設事業におきましては、今期第3四半期に竣工した「SYFORME OMIYA」や「川崎Ⅱプロジェクト」をはじめとする新築マンションの自社施工や、外壁塗装工事のフランチャイズ運営を中心に事業活動を行ったほか、第4四半期には、他の不動産デベロッパーや投資ファンドからの建築工事請負案件を獲得した結果、建設事業の売上高が236百万円、セグメント損失が603百万円となりました。

なお、〔総合不動産事業〕に記載しました台東区秋葉原や横浜市神奈川区入江の土地に建築する建物に関する工事請負契約につきましては、顧客との契約から生じる収益として、履行義務の充足に係る進捗度に応じて2027年5月期から収益を計上する見込みです。

#### 〔再生可能エネルギー事業〕

再生可能エネルギー事業におきましては、太陽光発電に関わる全工程を一括して担うシステムインテグレーターとして、開発用地の仕入れから設計・施工、運用、保守管理までのサービスを一通貫で提供してまいりました。

今期は、埼玉県さいたま市の株式会社寿より太陽光発電関連事業を譲り受け、自社での土木工事が可能になったほか、株式会社香川銀行からの融資を受け、系統用蓄電所の取得を行い、2026年9月の需給調整市場への参入に向けた試運転等の段取りを進めた結果、再生可能エネルギー事業の売上高が1,712百万円、セグメント利益が39百万円となりました。

#### 〔その他事業〕

その他事業におきましては、有望なベンチャー企業へのエクイティ投資において、保有株式を一部売却したことにより、その他事業の売上高が182百万円、セグメント利益が8百万円となりました。

(単位：百万円)

|               | 第 47 期<br>(前連結会計年度) |       | 第 48 期<br>(当連結会計年度) |        | 増 減<br>(当連結会計年度－前連結会計年度) |       |
|---------------|---------------------|-------|---------------------|--------|--------------------------|-------|
|               | 金 額                 | 構 成 比 | 金 額                 | 構 成 比  | 金 額                      | 増 減 率 |
| 総 合 不 動 産 事 業 | —                   | —%    | 34,374              | 87.4%  | —                        | —%    |
| 不 動 産 管 理 事 業 | —                   | —%    | 2,839               | 7.2%   | —                        | —%    |
| 建 設 事 業       | —                   | —%    | 236                 | 0.6%   | —                        | —%    |
| 再生可能エネルギー事業   | —                   | —%    | 1,697               | 4.3%   | —                        | —%    |
| そ の 他 事 業     | —                   | —%    | 182                 | 0.5%   | —                        | —%    |
| 合 計           | —                   | —%    | 39,331              | 100.0% | —                        | —%    |

## ②設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は6,131百万円であり、その主なものは、総合不動産事業に係る収益用不動産の取得費用5,922百万円、再生可能エネルギー事業に係る発電所等設備55百万円、本社増床に伴う改装費用58百万円、その他95百万円によるものです。

## ③資金調達の状況

当連結会計年度中において、主にプロジェクト資金、区分所有マンション取得資金等として、短期及び長期借入金22,038百万円、社債にて50百万円を調達いたしました。

## ④他の会社の事業の譲受けの状況

当社グループは、土木工事のノウハウ取得による子会社である株式会社シーラソーラーの受注工事の範囲拡大や、販売エリア及び販売チャネルの拡大を目的として、2025年8月1日付で株式会社社寿が展開する再生可能エネルギー分野の太陽光関連事業を譲り受けております。

## ⑤他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分

当社は、2025年6月1日を効力発生日として、株式会社シーラテクノロジーズの完全子会社化を目的とした株式交換を行い、同日付けをもって同社を当社の完全子会社としました。

## ⑥吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社は、連結子会社である株式会社シーラテクノロジーズを2025年12月1日を効力発生日として吸収合併し、同社が営む事業の全ての権利義務を承継しております。

## (2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

| 項 目             | 第 45 期<br>自2022年6月1日<br>至2023年5月31日 | 第 46 期<br>自2023年6月1日<br>至2024年5月31日 | 第 47 期<br>自2024年6月1日<br>至2025年5月31日 | 第 48 期<br>自2025年6月1日<br>至2026年5月31日 |
|-----------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 売 上 高           | —                                   | —                                   | —                                   | 39,331                              |
| 経 常 利 益         | —                                   | —                                   | —                                   | 2,067                               |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | —                                   | —                                   | —                                   | 6,684                               |
| 1株当たり当期純利益 (円)  | —                                   | —                                   | —                                   | 168.91                              |
| 総 資 産 額         | —                                   | —                                   | —                                   | 70,482                              |
| 純 資 産 額         | —                                   | —                                   | —                                   | 18,831                              |
| 1株当たり純資産額 (円)   | —                                   | —                                   | —                                   | 476.58                              |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき、また、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき、それぞれ算出しております。
2. 1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額の数字は、表示単位未満を四捨五入しております。
3. 第45期、第46期、第47期については連結計算書類を作成していないため記載しておりません。
4. 当社は、「株式給付信託 (BBT-RS)」を導入しており、当該信託が保有する当社株式を自己株式として計上しております。これに伴い、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めており、また、1株当たり当期純利益の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式数は、当該信託が保有する当社株式を控除対象の自己株式に含めて算定しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況 (2026年5月31日現在)

### ①親会社の状況

該当事項はありません。

### ②重要な子会社の状況

| 会社名         | 資本金    | 議決権の比率 | 主要な事業内容                                      |
|-------------|--------|--------|----------------------------------------------|
| 株式会社シーラ     | 446百万円 | 100.0% | 不動産売買、マンション開発、賃貸管理、建物管理、クラウドファンディング事業、総合建設業等 |
| 株式会社シーラソーラー | 64百万円  | 97.7%  | 発電所販売事業 (太陽光・蓄電所)、請負工事 (太陽光発電所、蓄電所等)、売電事業等   |
| 株式会社シーラブレイン | 16百万円  | 66.6%  | AIとRPAを活用したデータ収集・分析及び業務自動化ソリューション事業          |

- (注) 1. 当社の連結子会社は「②重要な子会社の状況」に記載している3社であり、持分法適用会社は1社であります。
2. 2025年6月1日を効力発生日とする、当社を株式交換完全親会社、株式会社シーラテクノロジーズを株式交換完全子会社とする株式交換により、同社を新たに連結の範囲に含めておりましたが、2025年12月1日を効力発生日とする、当社を吸収合併存続会社、株式会社シーラテクノロジーズを吸収合併消滅会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。
3. 株式会社シーラブレインについては、現在清算中であります。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、地政学リスクの高まりにより急速に変化しております。特に中東情勢の緊迫化に伴うホルムズ海峡を含む主要シーレーンの通航リスクは、原油価格の高騰を通じて資材・建築コストの上昇をもたらし、当社グループの事業運営及び国内経済全体に大きな影響を及ぼす可能性があり、最も注視すべき外部環境要因と認識しております。また、為替変動や金利動向、税制改正の動向等も開発・仕入原価や資金調達環境に影響を与えており、不動産業界全体として、従来型の開発・販売モデルに依拠した成長には限界が見えてきております。

当社グループといたしましては、工期の見直し等を通じて短期的な影響の最小化を図るとともに、自社保有物件における賃料上昇への適切な対応を通じて、中・長期的な収益確保に努めてまいります。

当社グループは、以下の方針のもと経営基盤の強化に取り組んでまいります。

##### ① 新たな成長基盤の構築

グループのノウハウとデータ・テクノロジーを活用し、収益性の高い案件の開発・仕入・販売の遂行力を強化し、不動産管理事業をはじめとするストック型収益基盤の拡充を進めるとともに、全事業の内製化を目標に、外部環境の変化に耐え得る事業構造を構築します。

##### ② ガバナンス・コンプライアンス体制の強化

社外役員による監督機能や内部統制・リスク管理体制を整備し、定例的なモニタリングを通じて実効性あるガバナンスを確立します。情報開示・株主対話（IR/PR）体制の整備、内部通報制度を含むコンプライアンス基盤の強化も進めます。

##### ③ 企業文化・人材戦略の刷新

統合後の組織における行動規範・倫理観の浸透を図り、勤怠・労務管理の適正化を含む実務基盤を整備するとともに、社員が安心して長く働き続けられる職場環境の整備を進め、研修制度の充実化、働きがいの向上を通じた人材の定着とエンゲージメント強化を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容 (2026年5月31日現在)

| 区 分           | 事 業 の 内 容                                                                                                                                          |
|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 総 合 不 動 産 事 業 | 完全子会社の株式会社シーラを中心に用地仕入れ及び販売のプロセスを担い、主力となるマンションブランド「SYFORME」やオフィス・商業機能等を持つ複合ビルブランド「SYLA」、超高級レジデンスブランド「THE SYLA」等の新築物件の企画・販売や、中古の区分マンションの買取・販売活動等を行う。 |
| 不 動 産 管 理 事 業 | 垂直統合型モデルのうち管理を担っており、物件販売後のアフターサービスとして、賃貸管理（プロパティマネジメント）や建物管理（ビルマネジメント）に関連するサービスの包括的な提供を行う。                                                         |
| 建 設 事 業       | 完全子会社の株式会社シーラを中心に、一気通貫モデルのうち設計及び建築プロセスや、外壁塗装工事のフランチャイズ事業を行う。                                                                                       |
| 再生可能エネルギー事業   | 株式会社シーラソーラーにて、太陽光発電に関わるすべての工程を一括して担うシステムインテグレーターとして、用地仕入れから設計・施工、運用、保守管理までを行う。                                                                     |
| そ の 他 事 業     | 主に有望なベンチャー企業へのエクイティ投資、中長期でのキャピタルゲインをあげる投資事業を行う。                                                                                                    |

(6) 主要な営業所 (2026年5月31日現在)

①当社

|         |                  |
|---------|------------------|
| 本 店     | 東京都渋谷区広尾1丁目1番39号 |
| 草 加 支 店 | 埼玉県草加市金明町389番地1  |
| 越 谷 支 店 | 埼玉県越谷市増森86番地     |

②子会社

(株式会社シーラ)

|           |                     |
|-----------|---------------------|
| 本 社       | 東京都渋谷区広尾1丁目1番39号    |
| 大 阪 支 店   | 大阪府大阪市北区西天満4丁目3番18号 |
| 神 奈 川 支 店 | 神奈川県川崎市川崎区砂子1丁目2番4号 |

(株式会社シーラソーラー)

|           |                       |
|-----------|-----------------------|
| 本 社       | 愛知県名古屋市中区丸の内2丁目18番14号 |
| 東 京 支 店   | 東京都渋谷区広尾1丁目1番39号      |
| 高 松 営 業 所 | 香川県高松市多肥下町1572-3      |

(株式会社シーラブレイン)

|     |                  |
|-----|------------------|
| 本 社 | 東京都渋谷区広尾1丁目1番39号 |
|-----|------------------|

(注) 株式会社シーラブレインは、現在清算中であります。

## (7) 従業員の状況 (2026年5月31日現在)

### ①企業集団の従業員数

| 従業員数 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|-------|--------|
| 227名 | 37.2歳 | 3.6年   |

- (注) 1. 当連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますので、前連結会計年度末比増減は記載して  
りません。  
2. 従業員数には、臨時従業員16名は含まれておりません。  
3. 執行役員は従業員数に含まれておりません。

### ②当社の従業員数

| 従業員数 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|-------|--------|
| 43名  | 36.3歳 | 3.5年   |

- (注) 1. 前期末比増減：11名増  
2. 従業員数には、臨時従業員3名は含まれておりません。  
3. 執行役員は従業員数に含まれておりません。

## (8) 主要な借入先の状況 (2026年5月31日現在)

(単位：百万円)

| 借入先       | 借入金残高 |
|-----------|-------|
| 株式会社SBJ銀行 | 4,771 |
| 東京信用金庫    | 3,940 |
| あすか信用組合   | 2,613 |
| ミレ信用組合    | 2,347 |
| 株式会社香川銀行  | 2,102 |
| 横浜幸銀信用組合  | 2,000 |
| 東京シティ信用金庫 | 1,747 |
| ハナ信用組合    | 1,493 |
| 近畿産業信用組合  | 1,466 |
| ウリ信用組合    | 1,435 |

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2025年6月1日に商号を株式会社クミカから株式会社シーラホールディングスへ変更いたしました。

## 2. 会社の状況

### (1) 株式の状況 (2026年5月31日現在)

- ①発行可能株式総数 80,000,000株
- ②発行済株式の総数 42,068,762株 (自己株式4,081,034株を含む)
- ③株主数 14,174名
- ④大株主 (上位10名)

| 株 主 名                     | 持 株 数     | 持 株 比 率 |
|---------------------------|-----------|---------|
|                           | 株         | %       |
| 株式会社杉本                    | 6,726,005 | 17.71   |
| 株式会社 S Y                  | 5,772,195 | 15.20   |
| 杉本 宏之                     | 3,130,850 | 8.24    |
| 湯藤 善行                     | 2,930,070 | 7.71    |
| 株式会社ベクトル                  | 704,000   | 1.85    |
| 伊藤 功一                     | 587,400   | 1.54    |
| 野村信託銀行株式会社                | 492,000   | 1.29    |
| 島袋 完溪                     | 475,900   | 1.25    |
| 上田八木短資株式会社                | 289,100   | 0.76    |
| Future design Capital株式会社 | 275,440   | 0.72    |

- (注) 1. 当社は自己株式4,081,034株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
2. 発行済株式の総数に対する所有自己株式数の割合の計算にあたり控除する自己株式には「株式給付信託 (BBT-RS)」の信託財産として保有する当社株式252,000株は含まれておりません。
3. 野村信託銀行株式会社の所有株式は、信託業務に係るものであります。

### ⑤その他株式に関する重要な事項

#### (取締役に対する業績連動型株式報酬制度)

当社は、2025年8月28日開催の第47期定時株主総会において、当社の取締役(監査等委員である取締役、及びそれ以外の取締役のうち社外取締役であるものを除く。)に対して、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託 (BBT-RS(=Board Benefit Trust-Restricted Stock))」(以下、「本制度」という。)を導入することを決議いたしました。本制度は、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とした報酬制度であります。

#### ア.制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託(以下、本制度に基づき設計される信託を「本信託」という。)を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度であります。

#### イ.信託に残存する自社の株式

本信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末において110百万円、252,000株であります。

## (2) 新株予約権等の状況

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

|                         |                          | 第1回新株予約権                                                                        | 第3回新株予約権                                                                        |
|-------------------------|--------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 決議年月日                   |                          | 2024年12月2日                                                                      | 2024年12月2日                                                                      |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円)       |                          | 73                                                                              | 73                                                                              |
| 新株予約権の行使期間              |                          | 2025年6月1日～<br>2027年4月30日                                                        | 2025年6月1日～<br>2027年4月30日                                                        |
| 新株予約権の行使の条件             |                          | 新株予約権者が権利行使時においても当社または当社の子会社、関連会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）、執行役員または社員の地位にあることを条件とする。 | 新株予約権者が権利行使時においても当社または当社の子会社、関連会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）、執行役員または社員の地位にあることを条件とする。 |
| 役員<br>の<br>保有<br>状<br>況 | 取締役<br>(監査等委員及び社外取締役を除く) | 新株予約権の数 82個<br>新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 普通株式 902,000株<br>保有者数 2名                  | 新株予約権の数 270個<br>新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 普通株式 2,970,000株<br>保有者数 2名               |
|                         | 社外取締役<br>(監査等委員を除く)      | —                                                                               | —                                                                               |
|                         | 取締役<br>(監査等委員)           | —                                                                               | —                                                                               |

|                   |                          | 第4回新株予約権                                                                               | 第5回新株予約権                                                                   |
|-------------------|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| 決議年月日             |                          | 2024年12月2日                                                                             | 2024年12月2日                                                                 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) |                          | 303                                                                                    | 411                                                                        |
| 新株予約権の行使期間        |                          | 2025年6月1日～<br>2028年2月28日                                                               | 2025年6月1日～<br>2030年7月31日                                                   |
| 新株予約権の行使の条件       |                          | 新株予約権者が権利行使時において、当社または当社の子会社若しくは関連会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）、監査役、執行役員または社員の地位にあることを条件とする。 |                                                                            |
| 役員の保有状況           | 取締役<br>(監査等委員及び社外取締役を除く) | 新株予約権の数<br>10個<br>新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数<br>普通株式<br>1,100株<br>保有者数<br>1名               | 新株予約権の数<br>550個<br>新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数<br>普通株式<br>60,500株<br>保有者数<br>3名 |
|                   | 社外取締役<br>(監査等委員を除く)      | —                                                                                      | 新株予約権の数<br>30個<br>新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数<br>普通株式<br>3,300株<br>保有者数<br>1名   |
|                   | 取締役<br>(監査等委員)           | —                                                                                      | 新株予約権の数<br>10個<br>新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数<br>普通株式<br>1,100株<br>保有者数<br>1名   |

(注) 取締役(監査等委員)が保有している新株予約権は、いずれも使用人として在籍中に付与されたものであります。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況  
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

|                           | 第6回新株予約権             | 第7回新株予約権                            | 第8回新株予約権                         |
|---------------------------|----------------------|-------------------------------------|----------------------------------|
| 決議年月日                     | 2024年12月2日           | 2024年12月2日                          | 2024年12月2日                       |
| 付与対象者の区分及び人数              | 外部協力者1名              | 外部協力者1社                             | 外部協力者1社                          |
| 新株予約権の数(個)                | 50                   | 643                                 | 1,312                            |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) | 普通株式 5,500           | 普通株式 63,657                         | 普通株式 144,320                     |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円)         | 437                  | 0.00009米ドルを行使する日における為替レートで日本円に換算した額 | 0.09米ドルを行使する日における為替レートで日本円に換算した額 |
| 新株予約権の行使期間                | 2025年6月1日～2031年7月31日 | 2025年6月1日～2033年3月30日                | 2025年6月1日～2028年3月29日             |
| 新株予約権の行使の条件               | (注)1                 | (注)2                                | (注)3                             |

- (注) 1. 新株予約権者が新株予約権の行使期間到来後に死亡した場合、相続開始後1年以内に限り、その相続人は、本項に定める手続に基づき、新株予約権を行使できる。ただし、新株予約権者の相続人は、1個の新株予約権を分割して相続することはできない。なお、新株予約権者が新株予約権の行使期間の到来前に死亡した場合は、その相続人は新株予約権を行使できない。新株予約権者の相続人が死亡した場合、その相続人は、新株予約権を相続することはできない。
2. 新株予約権者は、本新株予約権を以下の①乃至③に掲げる期間において、既に行使した本新株予約権を含めて当該規定に定める個数を限度として行使することができる。
- ①2025年6月1日から2026年3月30日まで：新株予約権者が保有する本新株予約権の数の60%まで
- ②2026年3月31日から2027年3月30日まで：新株予約権者が保有する本新株予約権の数の80%まで
- ③2027年3月31日以降：新株予約権者が保有する本新株予約権の総数
- (1) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。
- (2) 本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。
3. (1) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (2) 本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

### (3) 会社役員の状況（2026年5月31日現在）

#### ①取締役の状況

| 地 位                      | 氏 名     | 担 当                            | 重要な兼職の状況                                                                                                                              |
|--------------------------|---------|--------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役会長<br>グループ執行役員CEO   | 杉 本 宏 之 | グループ経営全般                       | 株式会社シーラ取締役<br>株式会社シーラソーラー取締役                                                                                                          |
| 代表取締役社長<br>グループ執行役員COO   | 湯 藤 善 行 | グループ経営全般                       | 株式会社シーラ代表取締役CEO                                                                                                                       |
| 常 務 取 締 役<br>グループ執行役員CSO | 渡 辺 鷹 秀 | グループ企画本部<br>担当(兼)グループ企<br>画本部長 | 株式会社シーラ取締役                                                                                                                            |
| 取 締 役                    | 淵 脇 健 嗣 |                                | 株式会社シーラソーラー代表取締役                                                                                                                      |
| 社 外 取 締 役                | 鳥 居 敬 司 |                                | 3D Shareholder Services株式会社 取締役会長                                                                                                     |
| 社 外 取 締 役<br>(監 査 等 委 員) | 横 山 敬 子 |                                | 株式会社シーラ監査役<br>横山敬子公認会計士事務所代表<br>株式会社カラダノート社外取締役（監査等委員）<br>シュッピン株式会社社外監査役                                                              |
| 社 外 取 締 役<br>(監 査 等 委 員) | 浦 西 友 義 |                                |                                                                                                                                       |
| 社 外 取 締 役<br>(監 査 等 委 員) | 杉 本 佳 英 |                                | 株式会社シーラソーラー監査役<br>弁護士法人あんしんパートナーズ法律事務所代表<br>エイベックス株式会社社外取締役（監査等委員）<br>及び報酬委員会委員長<br>Aiロボティクス株式会社社外取締役（監査等委員）<br>株式会社GROWTH POWER社外監査役 |

- (注) 1. 取締役鳥居敬司氏、横山敬子氏、浦西友義氏及び杉本佳英氏は、社外取締役であります。
2. 監査等委員横山敬子氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・監査等委員横山敬子氏は、公認会計士の資格を有しております。
3. 監査等委員杉本佳英氏は、以下のとおり、法律に関する相当程度の知見を有しております。
- ・監査等委員杉本佳英氏は、弁護士の資格を有しております。
4. 当社は、取締役鳥居敬司氏、横山敬子氏、浦西友義氏及び杉本佳英氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当社は、常勤の監査等委員を選定しておりません。その理由は以下のとおりです。
- ・当社の監査等委員は各種会議、委員会などに参加して情報の収集を適宜行っております。
  - ・加えて当社の監査等委員は内部監査室長及び執行役員から定期的に内部監査の状況、事業の概況をヒアリングしております。
- 上記のことから監査の実効性を確保しているため、常勤の監査等委員を選定しておりません。
6. 飯島弘徳氏、柴田亮氏、西島信竹氏は、2025年8月28日開催の定時株主総会をもって任期満了につき退任いたしました。

## ②取締役の責任免除

会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。

## ③社外取締役との責任限定契約について

当社は、会社法第427条第1項の規定により取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款で定めております。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としており、現在当社の社外取締役の全員と当該責任限定契約を締結しております。

## ④役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社子会社の取締役及び監査役（当事業年度中に在籍していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の概要は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年毎に契約更新しております。

なお、当該保険契約では、被保険者の犯罪行為や、被保険者が意図的に行った違法行為などに起因する損害賠償請求等は、補填の対象外とされており、役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置が講じられております。

## ⑤取締役（執行役員を含む）の報酬等の額

### ア．役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2024年8月9日の取締役会において、コーポレートガバナンス体制の一層の強化と下記に述べる事項に関する客観性及び透明性の確保を目的として、社外取締役等が過半数を構成する任意の指名報酬委員会を設置し取締役及び執行役員が受ける個人別の報酬等を審議し、取締役会へ諮問し決定する方針を決議しております。

指名報酬委員会は、取締役会の諮問機関として次の事項を審議し、答申します。

- （１）株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案
- （２）取締役会に提出する役付取締役の選任及び解任に関する議案
- （３）取締役会に提出する執行役員の選任及び解任に関する議案
- （４）取締役及び執行役員が受ける報酬等の方針
- （５）取締役及び執行役員が受ける個人別の報酬等

当社の取締役報酬については、企業価値の持続的な向上を図ることを可能とするよう、中長期的な業績向上への貢献意欲を高めることを目的とし、経営責任負担への対価として適正な水準で支給することを基本方針とします。

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額については、ア. に記載のとおり、指名報酬委員会にて株主総会で決議された報酬限度額の範囲以内において、経営方針及び担当職務、目標に対する達成状況、貢献度を総合的に審議し、取締役会へ諮問し決定しております。

ウ. 当事業年度に係る個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名報酬委員会において報酬水準について、適切性、妥当性等の審議を行っているため、取締役会も当社の決定方針に沿うものであると判断しております。

エ. 取締役の報酬等の額

| 役員区分                    | 報酬等の総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の総額 (百万円) |             |            | 対象となる<br>役員の員数<br>(人) |
|-------------------------|-----------------|------------------|-------------|------------|-----------------------|
|                         |                 | 基本報酬             | 業績連動<br>報酬等 | 非金銭<br>報酬等 |                       |
| 取締役<br>(監査等委員を除く)       | 225             | 210              | —           | 15         | 6                     |
| 取締役(監査等委員)<br>(うち社外取締役) | 12<br>(12)      | 12<br>(12)       | —           | —          | 5<br>(5)              |

- (注) 1. 取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額は、2025年8月28日開催の第47期定時株主総会において年額400百万円以内(うち、社外取締役分30百万円。ただし、使用人分は含まない。)と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名(うち、社外取締役は1名)です。また、2025年8月28日開催の第47期定時株主総会において、当社の取締役(監査等委員である取締役、及びそれ以外の取締役のうち社外取締役であるものを除く。)に対して、業績連動型株式報酬制度[株式給付信託(BBT-RS(=Board Benefit Trust-Restricted Stock))]を導入することを決議しております。当該定時株主総会終結時点の対象取締役の員数は4名です。
2. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2015年8月27日開催の第37期定時株主総会において年額40百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は3名です。
3. 非金銭報酬等は、当社株式の株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的として、株式給付信託(BBT-RS)を採用しております。当事業年度における費用計上額は15百万円です。

## ⑥社外役員に関する事項

### ア. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と他の法人等との関係

| 区分                       | 氏名      | 他の法人等の重要な兼職の状況                                                                                                                            |
|--------------------------|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社 外 取 締 役                | 鳥 居 敬 司 | 3D Shareholder Services株式会社 取締役会長                                                                                                         |
| 社 外 取 締 役<br>(監 査 等 委 員) | 横 山 敬 子 | 株式会社シーラ 監査役<br>横山敬子公認会計士事務所 代表<br>株式会社カラダノート 社外取締役 (監査等委員)<br>シュッピン株式会社 社外監査役                                                             |
| 社 外 取 締 役<br>(監 査 等 委 員) | 浦 西 友 義 |                                                                                                                                           |
| 社 外 取 締 役<br>(監 査 等 委 員) | 杉 本 佳 英 | 株式会社シーラソーラー 監査役<br>弁護士法人あんしんパートナーズ 法律事務所代表<br>エイベックス株式会社 社外取締役 (監査等委員) 及び報酬委員会委員長<br>Aiロボティクス株式会社 社外取締役 (監査等委員)<br>株式会社GROWTH POWER 社外監査役 |

(注) 当社と取締役及び監査等委員が兼務する法人等との間に重要な取引実績その他の関係はありません。

### イ. 当事業年度における主な活動状況

| 区分                       | 氏名      | 主な活動状況                                                                                                                                                                                                                                               |
|--------------------------|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社 外 取 締 役                | 鳥 居 敬 司 | 社外取締役に就任後に開催された取締役会10回のうち10回に出席し、大手金融機関における長年の要職経験と事業会社の役員としての幅広い見識を元に培われた客観的かつ専門的な視点からの発言を行うなど重要な役割を果たしております。                                                                                                                                       |
| 社 外 取 締 役<br>(監 査 等 委 員) | 横 山 敬 子 | 当事業年度に開催された取締役会21回のうち21回に、また、監査等委員会12回中12回に出席し、財務・会計に関する会計士としての専門的な見地から、会計・内部統制の構築・維持に関する発言を行うなど重要な役割を果たしております。また、監査等委員会の委員として、経営の公正性・透明性の確保に向けた審議に貢献しました。                                                                                           |
| 社 外 取 締 役<br>(監 査 等 委 員) | 浦 西 友 義 | 当事業年度に開催された取締役会21回のうち、社外取締役として2回、監査等委員として19回、また、監査等委員就任後に開催された監査等委員会10回のうち10回に出席し、省庁における長年の要職経験と事業会社の取締役としての幅広い見識を元に培われた見地、かつ内部統制・コーポレートガバナンスに関する専門的な見地から、内部統制の構築・維持やコンプライアンス遵守に関する発言を行うなど重要な役割を果たしております。また、監査等委員会の委員として、経営の公正性・透明性の確保に向けた審議に貢献しました。 |
| 社 外 取 締 役<br>(監 査 等 委 員) | 杉 本 佳 英 | 社外取締役監査等委員に就任後に開催された取締役会10回のうち10回に、また、監査等委員会10回のうち10回に出席し、弁護士としての法律専門知識を活かし、各議案の法的リスクや手続面の適正性について発言を行うなど重要な役割を果たしております。また、監査等委員会の委員として、経営の公正性・透明性の確保に向けた審議に貢献しました。                                                                                   |

- (注) 1. 各氏は、取締役会及び監査等委員会において、各々の豊富な経験及び知見に基づき、業務の適法性の観点から監査業務全般について発言するとともに、会計監査人との意見交換を実施し、必要な提言を行っております。
2. 上記の取締役会の開催回数とは別に、会社法第370条及び当社定款第19条の規定に基づき、取締役会の決議があったものとみなされた書面決議を20回実施しております。

#### (4) 会計監査人の状況

##### ①名称 RSM清和監査法人

(注) 当社の会計監査人でありました太陽有限責任監査法人は、2025年8月28日開催の第47期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

##### ②報酬等の額

|                               | 支 払 額 |
|-------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額           | 41百万円 |
| 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 57百万円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

##### ③当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額について監査等委員会が同意した理由

当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査方法及び監査内容などを確認し検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

##### ④非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外であるグループ再編に関する準備業務等のためのアドバイザリー業務についての対価を支払っております。

##### ⑤会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

会計監査人の再任の可否については、監査等委員会は毎期会計監査人の適格性、独立性、監査の品質管理状況、及び職務の遂行状況等を評価し、不再任が妥当と判断した場合、会計監査人の不再任に関する株主総会提案議案の内容を決定いたします。

#### (5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付け、安定的かつ恒久的な経営基盤の確保と自己資本利益率の向上に努めるとともに、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

第48期の業績動向、財務状況等を総合的に勘案した結果、年間配当金を13円（中間配当6円・期末配当7円）にいたします。

#### （6）業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、次のとおり内部統制システムの基本方針を決議しております。取締役会は、当該基本方針に沿って、内部統制システムの整備・運用について不断に見直しを行い、効率的で適法な業務の執行体制を確立しております。

##### ①監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会の職務を補助し、その円滑な職務遂行を支援するため内部監査室を置き、必要な人員を配置する。なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かない。

##### ②前号の使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

内部監査室のスタッフの任命、人事異動等は監査等委員会の同意の下に行うものとして、執行部門からの独立性と内部監査室のスタッフに対する監査等委員会の指示の実効性を確保する。

##### ③取締役及び使用人等が監査等委員会又は内部監査室に報告をするための体制

ア．取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、又は発生する恐れがあるとき、役職員による違法又は不正な行為を発見したとき、監査等委員会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査等委員会又は内部監査室に報告する。

イ．事業部門を統括する取締役は、監査等委員会又は内部監査室と協議の上、定期的又は不定期に、担当する部門のリスク管理体制について報告する。

##### ④前号の報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

内部通報制度により通報した者に対して、通報を理由としたいかなる不利益な取扱いも行ってはならない旨社規に定め、その旨を周知し適切に運用するものとする。

##### ⑤監査等委員会等の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

ア．当社は、監査等委員会等がその職務の執行について生じる費用の前払い又は債務の処理等の請求をしたときは、「監査等委員会監査等基準」に基づき、速やかに当該費用又は債務の処理をすることとする。

イ．監査等委員会等が、監査等委員の職務の遂行のために弁護士及び公認会計士等の外部専門家を求めた場合、当社は、その費用を負担することとする。

ウ．監査等委員会等は、職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上することとする。

⑥その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会が行う、内部監査部門及び会計監査人等との意思疎通、情報の収集や調査に対しては、実効的な監査の実施を確保できるように留意する。

- ア. 代表取締役会長及び代表取締役社長と監査等委員会又は内部監査室との間の定期的な意見交換会を実施する。
- イ. 取締役会と内部監査室との間の定期的な意見交換会を実施する。
- ウ. 監査等委員会又は内部監査室が必要と認めるときは追加監査の実施、業務改善策の策定等を行う。
- エ. 監査等委員会又は内部監査室は、当社会計監査人であるRSM清和監査法人と、定期的に意見交換会を実施する。

⑦取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ア. 役職員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、当社のコンプライアンス行動指針を定め、それを全役職員に周知徹底させる。
- イ. コンプライアンス担当役員を置き、コンプライアンス担当部門を設置する。コンプライアンス担当部門は定期的にコンプライアンスプログラムを策定し、それを実施する。
- ウ. 役職員に対し、コンプライアンスに関する研修、マニュアルの作成・配布等を行うことにより、役職員に対し、コンプライアンスの知識を高め、コンプライアンスを尊重する意識を醸成する。

⑧取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

社内規程に従って管理を行い、監査等委員会の要求があった場合、取締役は速やかに、当該情報・文書を提出するものとする。

⑨損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ア. リスク管理部門が、「リスク・コンプライアンス規程」に基づき、リスク管理活動を統括し、その他の規程の整備とその運用を図る。
- イ. 各事業部門は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行う。各事業部門の長は、定期的にリスク管理の状況を取締役会に報告する。
- ウ. 新たに生じたリスクへの対応が必要な場合は、速やかに対応責任者となる取締役を定める。
- エ. リスクが現実化し、重大な損害の発生が予測される場合には、速やかに取締役会に報告する。

⑩取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ア. 職務権限及び意思決定ルールにより適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとり、併せて運用状況を定期的に検証する。
- イ. 業務運営の状況を把握し、その改善を図るため、内部監査室が内部監査を実施する。

- ⑪会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ア. 子会社管理の担当部署を置き、関係会社管理規程を定め、子会社の状況に応じて必要な管理を行う。
- イ. 担当部署はグループ全体のリスクの評価及び管理の体制を適切に構築し、運用する。

## (7) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりです。

- ①監査等委員会による監査の実効性確保に関する取組み
- ア. 監査等委員会の監査業務等を補助するため、社内規程に基づき内部監査室を設置し、専属のスタッフを配置しております。  
また、同規程において、専属のスタッフについて執行部門からの独立性を確保する旨の規定を設けております。
- イ. 監査等委員会からの申請に基づき、監査活動に必要な予算を適切に確保するとともに、費用等の支払いを行っております。
- ウ. 監査等委員からあらかじめ要請を受けた重要会議への出席機会や文書の提供について、適切に対応しているほか、監査等の観点から重要な案件については、監査等委員に対して個別に報告を実施しております。
- エ. 監査等委員との間では内部監査部門が定期的に情報共有を行っているほか、監査等委員は、代表取締役会長及び代表取締役社長、業務執行部門幹部との定期的な会合や、会計監査人との意見交換を行っております。
- オ. 内部通報制度により通報を受けた内容等については、その全件について、監査等委員に対して報告を行っております。また、内部通報者について、通報を理由とした不利益な取扱いを禁ずる旨を明記した社内規程を定め、これを周知・徹底しております。
- ②取締役及び使用人の職務執行における法令等の遵守、意思決定プロセスの適正性確保に関する取組み
- ア. コンプライアンスに関する取組みとして、当社のコンプライアンス行動指針を制定し、コンプライアンス担当部門は定期的にコンプライアンスプログラムを策定・実施し、各部門の課題を踏まえた内部監査の実施等に努めております。
- イ. 当事業年度においては取締役会を21回開催し、各議事に対し審議を尽くしているほか、代表取締役会長と代表取締役社長を構成員とする会合を開催し、企業統治に関する事項を中心に社外取締役の意見を広く聴取するなど、当社経営の健全性・透明性を高める取組みを実施しております。

③取締役の職務執行に係る情報の保存・管理に関する取組み

取締役会議事録をはじめとする取締役の職務執行に係る情報については、社内規程に基づき適切に記録の上、取締役の求めに応じて常時閲覧できるよう管理しております。また、情報漏えいや消失等を防ぐために適切な措置を講じており、定期的に当該措置に係る点検を行っております。

④損失の危険の管理に関する取組み

ア．開発工事や受注工事等については、工事基準を整備し、リスクに係る事項についての管理を行っております。

イ．顕在化した重大リスクについては、事案解決のための全社的・専門的組織がこれを担当して、適切に対応しております。

⑤取締役の職務執行における効率性確保に関する取組み

定款の規定に基づき重要な業務執行の決定の一部を代表取締役社長に委任するとともに、取締役会で審議すべき事項に関する基準を取締役会規程において定め、取締役の職務執行の効率性・機動性の向上を図っております。

⑥企業集団における業務の適正性確保に関する取組み

グループ会社の管理責任体制等について社内規程を定め、グループ会社における経営上の重要事項について報告を受けております。

⑦反社会的勢力排除に向けた体制整備に関する内容

ア．反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係をもたない。

イ．不当要求の介入に対しては、警察等外部専門機関との緊密な連携のもと、関係部署が、連携・協力して組織的に対応し、利益の供与は絶対に行わない。

**(8) 株式会社の支配に関する基本方針**

当社は、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

# 連結貸借対照表

(2026年5月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部            |               | 負 債 の 部                |               |
|--------------------|---------------|------------------------|---------------|
| 科 目                | 金 額           | 科 目                    | 金 額           |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>48,863</b> | <b>流 動 負 債</b>         | <b>19,352</b> |
| 現金及び預金             | 10,149        | 買掛金                    | 480           |
| 売掛金及び契約資産          | 321           | 1年内償還予定の社債             | 177           |
| 商売用不動産             | 56            | 短期借入金                  | 7,028         |
| 仕掛販売用不動産           | 15,886        | 1年内返済予定の長期借入金          | 7,175         |
| 仕掛販売用不動産           | 19,501        | 契約負債                   | 770           |
| 未成工事支出金            | 1,056         | 契未償                    | 233           |
| 営業投資有価証券           | 820           | 払与法引当金                 | 14            |
| そのものの引当金           | 1,191         | 役員株式給付引当金              | 15            |
| 貸倒引当金              | △120          | その他                    | 3,457         |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>21,618</b> | <b>固 定 負 債</b>         | <b>32,299</b> |
| 有形固定資産             | 18,354        | 社長期借入金                 | 109           |
| 建物及び構築物            | 4,289         | 長期借入金                  | 30,493        |
| 機械及び装置             | 364           | リース負債                  | 925           |
| 土地                 | 12,840        | その他の負債                 | 45            |
| その他の               | 859           |                        | 725           |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>360</b>    | <b>負 債 合 計</b>         | <b>51,651</b> |
| のれん                | 266           | <b>純 資 産 の 部</b>       |               |
| その他の               | 94            | 株主資本                   | 17,951        |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>2,903</b>  | 資本剰余金                  | 2,391         |
| 投資有価証券             | 453           | 資本利益剰余金                | 4,154         |
| 長期貸付金              | 24            | 自己株式                   | 11,668        |
| 繰延税金資産             | 206           | その他の包括利益累計額            | △263          |
| そのものの引当金           | 2,237         | その他有価証券評価差額金           | 32            |
| 貸倒引当金              | △17           | 新株予約権                  | 32            |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>70,482</b> | 非支配株主持分                | 788           |
|                    |               | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>18,831</b> |
|                    |               | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>70,482</b> |

連結損益計算書

(2025年6月1日から  
2026年5月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                  | 金     | 額      |
|----------------------|-------|--------|
| 高価                   |       | 39,331 |
| 利益                   |       | 31,570 |
| 管理                   |       | 7,761  |
| 費用                   |       | 4,574  |
| 営業                   |       | 3,186  |
| 受取                   | 18    |        |
| 持分                   | 4     |        |
| 投資                   | 29    |        |
| 違約                   | 86    |        |
| そ                    | 45    | 184    |
| 営                    |       |        |
| 支払                   | 935   |        |
| 支払                   | 294   |        |
| そ                    | 74    | 1,303  |
| 経                    |       | 2,067  |
| 特                    |       |        |
| 負の                   | 7,909 |        |
| 偶発                   | 31    |        |
| そ                    | 28    | 7,969  |
| 特                    |       |        |
| 減損                   | 144   |        |
| 事業                   | 49    |        |
| 段階                   | 2,259 |        |
| そ                    | 6     | 2,460  |
| 匿名組合損益分配前税金等調整前当期純利益 |       | 7,576  |
| 匿名組合損益分配額            |       | 91     |
| 税金等調整前当期純利益          |       | 7,484  |
| 法人税、住民税及び事業税         | 495   |        |
| 法人税等調整額              | 311   | 807    |
| 当期純利益                |       | 6,677  |
| 非支配株主に帰属する当期純損失      |       | 7      |
| 親会社株主に帰属する当期純利益      |       | 6,684  |

## 連結株主資本等変動計算書

(2025年 6 月 1 日から  
2026年 5 月31日まで)

(単位：百万円)

|                          | 株 主 資 本 |       |        |         |        |
|--------------------------|---------|-------|--------|---------|--------|
|                          | 資 本 金   | 資本剰余金 | 利益剰余金  | 自 己 株 式 | 株主資本合計 |
| 当 期 首 残 高                | 100     | 3,881 | 5,224  | △73     | 9,132  |
| 当 期 変 動 額                |         |       |        |         |        |
| 新株の発行（新株予約権の行使）          | 90      | 90    |        |         | 181    |
| 剰 余 金 の 配 当              |         |       | △239   |         | △239   |
| 親 会 社 株 主 に<br>帰属する当期純利益 |         |       | 6,684  |         | 6,684  |
| 自己株式の取得                  |         |       |        | △360    | △360   |
| 自己株式の処分                  |         | 13    |        | 97      | 110    |
| 株式交換による増減                | 2,200   | 201   | －      | 73      | 2,475  |
| 連結子会社株式の取得による持分の増減       |         | △31   |        |         | △31    |
| 圧縮積立金の取崩                 |         |       | △0     |         | △0     |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額）  |         |       |        |         | －      |
| 当 期 変 動 額 合 計            | 2,291   | 273   | 6,443  | △189    | 8,819  |
| 当 期 末 残 高                | 2,391   | 4,154 | 11,668 | △263    | 17,951 |

|                          | その他の包括利益累計額       |                   | 新株予約権 | 非支配株主持分 | 純資産合計  |
|--------------------------|-------------------|-------------------|-------|---------|--------|
|                          | その他の有価証券<br>評価差額金 | その他の包括利益<br>累計額合計 |       |         |        |
| 当 期 首 残 高                | △19               | △19               | 928   | 334     | 10,375 |
| 当 期 変 動 額                |                   |                   |       |         |        |
| 新株の発行（新株予約権の行使）          |                   | －                 | △139  |         | 41     |
| 剰 余 金 の 配 当              |                   | －                 |       |         | △239   |
| 親 会 社 株 主 に<br>帰属する当期純利益 |                   | －                 |       |         | 6,684  |
| 自己株式の取得                  |                   | －                 |       |         | △360   |
| 自己株式の処分                  |                   | －                 |       |         | 110    |
| 株式交換による増減                |                   | －                 |       |         | 2,475  |
| 連結子会社株式の取得による持分の増減       |                   | －                 |       | △269    | △301   |
| 圧縮積立金の取崩                 |                   | －                 |       |         | △0     |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額）  | 52                | 52                | －     | △7      | 44     |
| 当 期 変 動 額 合 計            | 52                | 52                | △139  | △276    | 8,455  |
| 当 期 末 残 高                | 32                | 32                | 788   | 57      | 18,831 |

# 貸借対照表

(2026年5月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部         |               | 負 債 の 部                |               |
|-----------------|---------------|------------------------|---------------|
| 科 目             | 金 額           | 科 目                    | 金 額           |
| <b>流 動 資 産</b>  | <b>12,471</b> | <b>流 動 負 債</b>         | <b>6,099</b>  |
| 現金及び預金          | 5,323         | 買掛金                    | 42            |
| 売掛金及び契約資産       | 32            | 短期借入金                  | 3,528         |
| 販売用不動産          | 5,164         | 1年内返済予定の長期借入金          | 1,659         |
| 開発用不動産          | 782           | 1年内償還予定の社債             | 125           |
| 営業投資有価証券        | 820           | リース負債                  | 74            |
| リース投資資産         | 74            | 未払法人税等                 | 17            |
| その他の資産          | 291           | 契約受取収益                 | 1             |
| 貸倒引当金           | △18           | 前受株式給付引当金              | 352           |
|                 |               | 固定負債                   | 15            |
|                 |               | 社債                     | 283           |
|                 |               | 長期借入金                  | 7,372         |
| <b>固 定 資 産</b>  | <b>17,150</b> | 借入債                    | 50            |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>8,558</b>  | 長期借入の負債                | 6,228         |
| 建物及び構築物         | 2,019         | 負債合計                   | 904           |
| 土地              | 6,422         |                        | 190           |
| その他の固定資産        | 116           | <b>純 資 産 の 部</b>       | <b>13,472</b> |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>2</b>      | 株主資本                   | 15,301        |
|                 |               | 資本剰余金                  | 2,391         |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>8,589</b>  | 資本剰余金                  | 7,800         |
| 投資有価証券          | 385           | 資本剰余金                  | 2,362         |
| 関係会社株式          | 4,492         | 資本剰余金                  | 5,438         |
| 出資              | 466           | 利益剰余金                  | 6,611         |
| リース投資資産         | 904           | 利益剰余金                  | 62            |
| 関係会社長期貸付金       | 2,015         | 利益剰余金                  | 6,549         |
| 繰延税金資産          | 238           | 利益剰余金                  | 4,076         |
| その他の資産          | 104           | 繰越利益剰余金                | 2,473         |
| 貸倒引当金           | △17           | 自己株式                   | △1,502        |
| <b>資 産 合 計</b>  | <b>29,621</b> | 評価・換算差額等               | 59            |
|                 |               | その他有価証券評価差額金           | 59            |
|                 |               | <b>新 株 予 約 権</b>       | <b>788</b>    |
|                 |               | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>16,149</b> |
|                 |               | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>29,621</b> |

# 損 益 計 算 書

(2025年 6 月 1 日から  
2026年 5 月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額   |     |
|-----|-------|-----|
| 高価  | 7,123 |     |
| 益費  | 5,463 |     |
| 益   | 1,659 |     |
| 益   | 1,244 |     |
| 息   | 415   |     |
| 金   | 44    |     |
| 益   | 8     |     |
| 金   | 9     |     |
| 益   | 2     |     |
| 益   | 25    |     |
| 益   | 3     |     |
| 他   | 13    | 107 |
| 用   |       |     |
| 息   | 175   |     |
| 料   | 72    |     |
| 用   | 56    |     |
| 他   | 6     | 310 |
| 益   |       | 212 |
| 益   | 2     |     |
| 益   | 270   |     |
| 益   | 31    | 303 |
| 益   |       |     |
| 失   | 67    |     |
| 用   | 44    | 111 |
| 益   |       | 404 |
| 税   | 1     |     |
| 額   | 13    | 15  |
| 益   |       | 389 |

## 株主資本等変動計算書

(2025年 6 月 1 日から  
2026年 5 月31日まで)

(単位：百万円)

|                         | 株 主 資 本 |           |          |         |
|-------------------------|---------|-----------|----------|---------|
|                         | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |          |         |
|                         |         | 資 本 準 備 金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 |
| 当 期 首 残 高               | 2,300   | 2,272     | －        | 2,272   |
| 当 期 変 動 額               |         |           |          |         |
| 新株の発行(新株予約権の行使)         | 90      | 90        |          | 90      |
| 剰 余 金 の 配 当             |         |           |          | －       |
| 当 期 純 利 益               |         |           |          | －       |
| 合 併 に よ る 増 加           |         |           |          | －       |
| 自 己 株 式 の 取 得           |         |           |          | －       |
| 自 己 株 式 の 処 分           |         |           | 13       | 13      |
| 株式交換による増減               |         |           | 5,424    | 5,424   |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |         |           |          | －       |
| 当 期 変 動 額 合 計           | 90      | 90        | 5,438    | 5,528   |
| 当 期 末 残 高               | 2,391   | 2,362     | 5,438    | 7,800   |

|                         | 株 主 資 本               |                          |         |              | 自己株式   | 株主資本<br>合 計 |
|-------------------------|-----------------------|--------------------------|---------|--------------|--------|-------------|
|                         | 利<br>益<br>準<br>備<br>金 | 剰 余 金                    |         | 利益剰余金<br>合 計 |        |             |
|                         |                       | そ の 他 利 益 剰 余 金<br>別途積立金 | 繰越利益剰余金 |              |        |             |
| 当 期 首 残 高               | 62                    | 4,076                    | 2,329   | 6,467        | －      | 11,040      |
| 当 期 変 動 額               |                       |                          |         |              |        |             |
| 新株の発行(新株予約権の行使)         |                       |                          |         |              |        | 181         |
| 剰 余 金 の 配 当             |                       |                          | △245    | △245         |        | △245        |
| 当 期 純 利 益               |                       |                          | 389     | 389          |        | 389         |
| 合 併 に よ る 増 加           |                       |                          |         | －            | △1,239 | △1,239      |
| 自 己 株 式 の 取 得           |                       |                          |         | －            | △360   | △360        |
| 自 己 株 式 の 処 分           |                       |                          |         | －            | 97     | 110         |
| 株式交換による増減               |                       |                          |         | －            |        | 5,424       |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |                       |                          |         |              |        | －           |
| 当 期 変 動 額 合 計           | －                     | －                        | 143     | 143          | △1,502 | 4,260       |
| 当 期 末 残 高               | 62                    | 4,076                    | 2,473   | 6,611        | △1,502 | 15,301      |

(単位：百万円)

|                         | 評価・換算差額等         |                | 新株予約権 | 純資産合計  |
|-------------------------|------------------|----------------|-------|--------|
|                         | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |       |        |
| 当 期 首 残 高               | 25               | 25             | －     | 11,066 |
| 当 期 変 動 額               |                  |                |       |        |
| 新株の発行(新株予約権の行使)         |                  | －              | △139  | 41     |
| 剰 余 金 の 配 当             |                  | －              |       | △245   |
| 当 期 純 利 益               |                  | －              |       | 389    |
| 合 併 に よ る 増 加           |                  | －              |       | △1,239 |
| 自 己 株 式 の 取 得           |                  | －              |       | △360   |
| 自 己 株 式 の 処 分           |                  | －              |       | 110    |
| 株式交換による増減               |                  | －              | 928   | 6,352  |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） | 33               | 33             |       | 33     |
| 当 期 変 動 額 合 計           | 33               | 33             | 788   | 5,083  |
| 当 期 末 残 高               | 59               | 59             | 788   | 16,149 |

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年7月27日

株式会社シーラホールディングス  
取締役会 御中

### R S M清和監査法人

#### 東京事務所

|             |       |       |
|-------------|-------|-------|
| 指 定 社 員     | 公認会計士 | 中村 直樹 |
| 業 務 執 行 社 員 |       |       |
| 指 定 社 員     | 公認会計士 | 津田 格朗 |
| 業 務 執 行 社 員 |       |       |

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社シーラホールディングスの2025年6月1日から2026年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社シーラホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年7月27日

株式会社シーラホールディングス  
取締役会 御中

### R S M清和監査法人

#### 東京事務所

|             |       |       |
|-------------|-------|-------|
| 指 定 社 員     | 公認会計士 | 中村 直樹 |
| 業 務 執 行 社 員 |       |       |
| 指 定 社 員     | 公認会計士 | 津田 格朗 |
| 業 務 執 行 社 員 |       |       |

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社シーラホールディングスの2025年6月1日から2026年5月31日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査等委員会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年6月1日から2026年5月31日までの第48期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人RSM清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人RSM清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年7月27日

株式会社シーラホールディングス 監査等委員会

監 査 等 委 員 横 山 敬 子 ㊞

監 査 等 委 員 浦 西 友 義 ㊞

監 査 等 委 員 杉 本 佳 英 ㊞

(注) 監査等委員横山敬子、浦西友義及び杉本佳英は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

# 第48期 定時株主総会会場ご案内図



会場

## CROAK Prime Studio

150-0012 東京都渋谷区広尾 1-1-7 恵比寿プライムスクエアシティ 1階

TEL.03-6455-1258



交通

■ JR恵比寿駅 西口 徒歩9分

■ 東京メトロ日比谷線 恵比寿駅 1番出口 徒歩10分

※ご来場の際は公共交通機関のご利用をお願いいたします。

